

### 3 注意事項

- ◆感染拡大防止の観点から、特例郵便等投票の手続を行う際には、室戸市ホームページに載せてある「**投票用紙等の請求手続について**」及び「**投票の手続について**」に記載されている対策を実施してください。
  - ◆特定患者等の方は外出自粛要請等がなされておりますので、郵便ポストに「請求書」や「投票用紙等」を投かんする際には、同居人、知人等（患者ではない方）にご依頼ください。
- ※濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。
- ◆投票用紙等を請求された後に、宿泊・自宅療養等期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。

### 4 罰則

- ◆特例郵便等投票の手続においては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則（投票干渉罪（1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金）、詐偽投票罪（2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金））が設けられています。

### 5 濃厚接触者の方の投票について

- ◆新型コロナウイルス感染症患者のご家族等の方は、濃厚接触者に当たる可能性があります。
- ◆濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。  
投票のために外出することは、政府が「不要不急の外出」には当たらないとしており、投票所において投票していただいて差し支えないとの見解が総務省より出ています。
- ◆各投票所におきましても、総務省の方針に沿った形で、定期的な換気などの新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を実施しており、安心して投票できる環境づくりに取り組んでいます。
- ◆濃厚接触者の方におかれましては、せっけんでの手洗いやアルコール消毒による手指消毒、マスクを着用していただくといった感染拡大防止対策にご協力をお願いします。

○お問合せ 室戸市選挙管理委員会事務局（0887-22-5150）

★総務省  
特例郵便等投票制度  
周知ホームページ

